



令和6年10月29日

中野市長 湯本 隆英 様

中野市水道事業運営審議会

会 長 池田 寛信



中野市水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について

(答申)

令和6年5月28日付け6中第868号で貴職から諮問された中野市水道料金並びに下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定について、本審議会は、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

1 はじめに

水道事業は、大正13年に計画給水人口9,500人、計画1日最大供給量1,178 m³で創設してから100年、利用者へ安心・安全な水道を供給してきました。

下水道事業は、昭和60年に一部供用を開始してから整備を続け、令和5年度末の普及率は95.7%で、ほぼ市内全域において下水道を利用できる状況となっており、健康で快適な生活環境の実現や河川の水質保全等重要な役割を担ってきました。

公営企業である上下水道事業は、事業に伴う収入によって経費をまかなう「独立採算制の原則」が適用されていますが、近年の上下水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しており、人口減少と節水意識の高まり等により料金収入及び使用料収入は今後も減少していくと思われます。その一方で、老朽化した施設の更新や頻発化、激甚化する大規模地震や豪雨災害に備えて、投資を行っていく必要があります。

こうした状況を踏まえて、今後10年間の財政推計等から慎重に審議を行いました。

2 答申事項

(1) 水道料金の据え置きについて

水道事業については、栗和田浄水場の更新工事などの大規模な工事を行っているが、現金預金に比較的余裕があり、今後10年間は健全な経営を図れる見込みであるため、現行料金を据え置くことが妥当である。

(2) 下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の見直しについて

下水道事業については、補填財源が今年度から赤字になり、このままでは大変厳しい経営状況となる見込みである。

将来にわたり独立採算制を原則とした安定した経営を確保するため、少なくとも経費回収率を 100%にした料金改定を目指し検討されたい。

3 付帯意見

- (1) 使用料改定の実施については、使用者への十分な周知期間を設けること。
- (2) 市は、上下水道事業の更なる経営の合理化を図り、引き続き経営努力を行うこと。
- (3) 今後、水道料金と下水道使用料の料金体系の統一を検討すること。

4 答申理由

水道事業については、人口減少に伴い有収水量は減少するものの、給水に係る費用がどの程度水道料金でまかなえているのかを表す指標である料金回収率は、10 年後（令和 16 年度）107.3%で、100%を維持できる見込みとなっている。

また、令和 4 年度から老朽化が進んでいる栗和田浄水場の更新事業に着手しており、現金預金は 1 億円程度減少するが、令和 13 年度には増加に転じる見込みとなっている。

以上のことから、水道料金については、据え置くことが適当であると判断する。

下水道事業については、使用料で回収すべき経費を使用料でどの程度まかなえているのかを表す指標である経費回収率が、令和 4 年度において 65.4%となり 100%を大きく下回った。

また、収益的収支に係る当年度純利益は令和 7 年度以降赤字が継続し、現金預金残高は令和 11 年度以降赤字が継続する見込みである。

使用料については、平成 19 年度から据え置きとなっており、この間、水洗化の普及促進に努め、終末処理場の統廃合や維持管理の効率化による経費削減に取り組んできた。

将来にわたり安全で快適なサービスを持続的・安定的に提供し、事業の円滑な運営を維持していくためには、受益者負担の原則に従い、経費回収率 100%を目標とした下水道使用料の改定が必要であると考える。

しかしながら、使用料で経費を 100%回収するためには、年間約 3 億円の増額が必要となり、1 世帯あたり年間約 2 万円の負担増が見込まれることから、急激な使用料の増額により市民生活に与える影響なども考慮する必要がある。